

## ❖ いつでも連絡が取れるように

子どもの事故や病気はいつ発生するか予測がつきません。何かあったら必ず保護者に連絡をします。安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きくださいますよう、重ねてお願いいたします。（自宅 勤務先 携帯 親類 縁者 その他）

## ❖ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下振興センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことによって、学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものです。

振興センターに加入すれば、学校管理下でのケガで医療費がかかった場合（家庭から受診した場合も含めて）、保険診療の範囲内で、その程度により給付金が支給されます。

吹田市ではすべての児童生徒が振興センターへ加入することを原則としています。

加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。



## ◆ 欠席と連絡方法

いかなる場合も、学校を休むときは必ず学校へ連絡してください。

連絡方法は、原則として連絡帳を、きょうだいや近所の児童に預けてください。

児童の健康面で、何かご心配なことがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思えます。

## ◆ 次のような場合は登校しなくても欠席扱いになりません

### ① 学校伝染病にかかったとき —— 出席停止

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、痘そう、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）鳥インフルエンザ

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、

風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核

第3種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、

腸チフス、パラチフス、その他の伝染病（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病）

※以上は病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書はいりません。

### ② 臨時休業になったとき —— 学級閉鎖

伝染病予防上必要がある場合に行います。（4日程度）

### ③ その他 親族の忌引

父母… 10日以内          祖父母… 5日以内          曾祖父母… 3日以内

兄弟姉妹… 5日以内      伯叔父母… 3日以内      従兄弟姉妹… 1日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。